

平成 3 1 年 第 1 回

福生病院組合議会定例会会議録

平成 3 1 年 2 月 2 1 日 (木)

平成31年第1回福生病院組合議会定例会

- 1 招集年月日 平成31年2月21日(木)
- 2 招集場所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会議時間 午後0時57分から午後2時38分まで
- 4 出席議員
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 古宮 郁夫 | 2番 | 村上 嘉男 |
| 3番 | 村山 正利 | 4番 | 富松 崇 |
| 5番 | 石居 尚郎 | 6番 | 高田 和登 |
| 7番 | 青木 健 | 8番 | 清水 義朋 |
| 9番 | 幡垣 正生 | | |
- 5 説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------|-------|
| 管理者 (福生市長) | 加藤 育男 |
| 副管理者 (羽村市長) | 並木 心 |
| 副管理者 (瑞穂町長) | 杉浦 裕之 |
- 6 職務のため出席した事務局職員の氏名
- | | |
|---------------|--------|
| 院 長 | 松山 健 |
| 副 院 長 | 小山 英樹 |
| 副 院 長 | 吉田 英彰 |
| 事 務 長 | 川野 治男 |
| 看 護 部 長 | 一柳 景子 |
| 医 療 技 術 部 長 | 市川 重司 |
| 薬 剤 部 長 | 村上喜美夫 |
| 庶 務 課 長 | 島田 宗男 |
| 経 理 課 長 | 大澤 達哉 |
| 医事課長・経営企画担当主幹 | 田村 博敏 |
| 診療情報管理課長 | 軽部 徹 |
| 地域医療連携室長 | 今瀬 律子 |
| 入退院管理室長 | 松浦 典子 |
| 庶 務 係 長 | 為ヶ谷安紀子 |

7 職務のため出席した組織市町職員の氏名

| | |
|-----------|-------|
| 福生市福祉保健部長 | 清水 勲 |
| 福生市健康課長 | 瀬谷 次子 |
| 羽村市福祉健康部長 | 粕谷 昇司 |
| 羽村市健康課長 | 小林 章文 |
| 瑞穂町福祉部長 | 村野 香月 |
| 瑞穂町健康課長 | 福島 由子 |

平成31年第1回福生病院組合議会定例会議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 2 会期の決定について
- (管理者あいさつ)
- 日 程 第 3 一般質問
- 日 程 第 4 議案第1号 福生病院組合情報公開条例
- 日 程 第 5 議案第2号 福生病院組合個人情報保護条例
- 日 程 第 6 議案第3号 福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査
会条例
- 日 程 第 7 議案第4号 福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 8 議案第5号 福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例
- 日 程 第 9 議案第6号 平成31年度福生病院組合病院事業会計予算
- 日 程 第 10 議案第7号 平成31年度福生病院組合組織市町の負担金について
- 日 程 第 11 議員の派遣について

午後0時57分 開会

○議長（石居尚郎君） 定刻前ですが、始めさせていただきます。よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 本日は、平成31年第1回福生病院組合議会定例会の開催を通知いたしましたところ、公私ともにご多忙の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

これより平成31年第1回福生病院組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、ご発言の際には、挙手の上、議席番号もしくは職名を告げ、許可を受けてからお願いいたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただき発言をいただければと思います。

○議長（石居尚郎君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院組合議会会議規則第95条の規定により、議長において、1番古宮郁夫議員並びに2番村上嘉男議員を指名いたします。

○議長（石居尚郎君） 次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長（石居尚郎君） この際、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 本日は、平成31年第1回福生病院組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年5月から、平成という時代が終わり、新しい元号の時代が始まります。医療の世界においても、大きな変革の年になります。

政府が「一億総活躍社会」のキャッチフレーズのもと推し進めてきた「働き方改革」でございますが、本年4月から「働き方改革関連法」が施行され、時間外労働の上限規制、有給休暇の取得の義務づけなどが導入されます。

医師につきましては、5年間の猶予期間が設けられ、2024年4月から適用となります。現在、厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」で最終的な議論が進められております。

医師の宿日直、自己研さん、勤務間インターバルなど、さまざま課題がございますが、今まで以上に医師の確保が困難になり、病院経営に大きな影響をもたらすことが想定されます。地域医療を崩壊させない、どうやって守っていくのか、その視点で議論をしていただきたいと強く願うところでございます。

また、本年10月に予定されております消費税の引き上げにつきましては、病院経営に大きな負担となることから、昨年12月に診療報酬改定の本体を0.41%引き上げることが決まりました。しかし、診療報酬に上乘せするだけの現在の方法では、根本的な解決にはならず、本質的な改善が望まれるところでございます。

さて、公立福生病院では、今まで、地域包括ケア病棟、患者支援センターの開設、薬剤師の病棟への配置など、他の公立病院に先がけ、地域ニーズに対応した事業に取り組んでまいりました。これからも新たな事業を進めてまいります。

まず、病院の経営形態の見直しでございます。地方公営企業法の全部適用を視野に入れ、検討してまいりましたが、ここで、福生病院組合を構成する福生市、羽村市、瑞穂町の合意が整いましたので、平成32年4月の移行に向けて準備を進めてまいります。

次に、新規事業といたしまして、寄附講座の開設を考えております。余り聞きなれない言葉でございますが、これは福生病院組合が、日本医科大学に寄附をすることにより、医師の派遣を伴う地域医療の研究をしていただくものでございます。都内の公立病院では初めての事業で、松山院長の長年のご努力が実を結んだものでございます。

この事業につきましては、本日ご審議いただく来年度予算に組み入れさせていただきますので、後ほど、予算提案の中でご説明をさせていただきます。

さて、松山院長におかれましては、東京都国民健康保険団体連合会が経営しております福生病院に、昭和62年8月1日に入職され、平成15年4月1日に副院長、平成27年4月1日に院長になられ、現在に至っておりますが、平成31年3月末をもって定年退職を迎えます。

しかし、公営企業法の全部適用に向けた準備、寄附講座の開設による内科医師の活用など、病院経営の課題は山積しております。このような状況に対応し、病院経営を進めていくことができるのは、松山院長のほかにはございません。余人に代えがたい人材でございます。

このため、福生病院組合の職員の定年等に関する条例第4条に基づき、松山院長に引き続き勤務をしていただき、ご尽力を賜りたいと勤務延長をお願いしたところ、快く引き受けていただきました。

厳しい状況の中で、さらに前を向いた経営を推し進めていかなければなりません。議員の皆様並びに関係する皆様のご支援、ご協力を、今まで以上にお願い申し上げる次第でございます。

さて、平成31年度予算について触れさせていただきます。

収益的収入及び支出でございますが、ともに91億5,964万5,000円と収支均衡を原則とした予算編成となっております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は7億3,430万6,000円、支出が10

億 9,908 万円で、内容といたしましては、医療器械購入等でございます。なお、不足分は、損益勘定留保資金等で補填させていただきます。

なお、本日ご審議いただきます案件は、「福生病院組合情報公開条例」ほか6件の計7件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の冒頭での挨拶とさせていただきます。本日の定例会もよろしくをお願いいたします。

○議長（石居尚郎君） ありがとうございます。以上で、管理者の発言は終わりました。

○議長（石居尚郎君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、順次発言を許します。7番青木健議員。

○7番（青木 健君） それでは、ご指名をいただきましたので、先の通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

質問は、外国人来院者の対応についての1項目でございます。よろしくをお願いいたします。

法務省の在留外国人統計によりますと、国内における在留外国人数は、平成30年12月時点で約321万人。また、日本政府観光局の観光統計データによりますと、平成30年の訪日外国人数は年間で約2,800万人と、近年著しい増加傾向にあります。出入国管理法の改正に伴う外国人労働者の受入拡大や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催により、訪日外国人旅行客の増加が見込まれるなど、今後、外国人患者及びお見舞い等を含む来院者の増加が想定され、外国人来院者に対する安定的かつ適切な対応の構築が求められていると考えます。

そこで、福生病院における外国人来院者の対応における現状と課題、また、今後の取り組み等についてお伺いをいたします。

1点目として、外国人来院者の対応に際しましては、院内のルールやけがの処置、また病状や治療の説明など、専門的な言葉を使う場面もあろうかと思えます。言語の違いによる意思の疎通の不備、また、理解不足による行き違いなどコミュニケーションの課題が考えられますが、現在、どのような体制を組んでおられるか。現状、課題等についてお伺いをいたします。また、現在の取り組み等があればお示しをいただきたいと思えます。

2点目として、観光地等、既に多くの訪日外国人、旅行客等が訪れている自治体の病院を中心に、訪日外国人の医療費の未払い問題が指摘をされておりますが、福生病院においてはどのような状況か。また、対応等についてはどのようなになっているかお伺いをいたします。

○議長（石居尚郎君） 加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、青木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

「外国人来院者の対応について」の1点目、「外国人来院者の対応における現状と課

題、また、今後の取り組みについて」でございます。

公立福生病院では、言葉が通じないなど意思疎通が図れない外国人の患者に対しましては、正確な問診が困難なため、通訳ができる方の同伴をお願いしております。同伴者がいない場合には、総合案内において英語、中国語、ハングル語など、5カ国に対応している東京都の医療機関案内サービス「ひまわり」をご紹介します。

また、外国人の受診状況に応じて、産婦人科外来では、10カ国語対応の問診票を活用しております。また、産科病棟では、入院から退院までに必要な「採血をします」など72項目の言葉がけを6カ国語のカードにして活用しております。

このように、さまざまな工夫を凝らし、外国人患者とのコミュニケーションを図っておりますが、十分な対応ではないと認識をしております。生命に関わる医療の現場では、多言語において正確なコミュニケーションが求められており、大きな課題と捉えております。

さらなる対策といたしまして、タブレットを利用し、多言語の通訳をすることができる「医療機関向けのコミュニケーション支援サービス」を平成31年度に導入させていただきたいと考えております。

このサービスは、24時間、365日、10カ国語の言語に対応したもので、機能としては、映像により医療通訳者の顔を見ながら専門的な通訳が受けられる医療通訳や、タブレットに向かって話しかけることで、タブレットの画面に希望の言語が表示される機械通訳などがございます。

今年度、試験的に導入し、検証を行ってまいりましたが、タブレットを使用した感想としては、「問診票の内容を通訳してもらえ、説明がスムーズにできた」「予防接種の際に、医療通訳を使い、家族の病歴のことも確認することができた」など、医師や関係部署からも高い評価を受けております。このタブレットを使用することで、診療室や受付、会計など院内のあらゆる場面をサポートし、患者だけでなく、医療者側の負担軽減にもつながるものと考えております。

次に、2点目の「訪日外国人旅行客等の未払いの状況及び対策等」でございます。

平成30年の4月から12月の9カ月間で、旅行や短期滞在等のため、健康保険に加入していない初診患者は18名ございました。国別では、ベトナム5名、アメリカ4名、中国4名、ネパール2名、インド1名、デンマーク1名、不明者1名となっております。

なお、全ての患者が自費でお支払いいただいております。

未払い対策といたしましては、受付の段階で、健康保険に加入していない場合の費用を丁寧に説明しております。また、診療科の医師と健康保険の未加入情報を共有し、患者に料金を説明した上で検査等を実施しております。

なお、訪日外国人旅行客は対象にはなりません。東京都内に居住し、または勤務する外国人のうち、公的医療保険が適用されない外国人を対象とした「外国人未払い医療費補填事業」への申請を行っております。

以上で、青木議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（石居尚郎君） 7番青木議員。

○7番（青木 健君） ありがとうございます。

それでは、1点ずつ再質問に移らせていただきます。

まず、1点目の外国人来院者の対応等についてでございます。

ただいまの答弁でタブレットを活用した医療機関向けのコミュニケーション支援サービスを導入することによって、概要もお示しいただきました。その点からは外れるんですが、ただいまの答弁で、産科病棟で円滑なコミュニケーションのための取り組みとして、現在、翻訳カードを活用しているとのことでした。この翻訳カードについてなんですが、これは双方向のものになっているのでしょうか。

例えば、ナースコールで呼んで、具合が悪いとか、ここが痛いとか、患者側からの訴えが伝わるようなものになっているのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

○議長（石居尚郎君） 田村医事課長。

○医事課長（田村博敏君） お答えさせていただきます。

日本語が話せない患者さんからの問い合わせ等につきましては、患者さんの身内の方や友人等で通訳ができる方へ連絡を取りまして、通訳をしていただいております。また、患者さんとお互いに身振り、手振りでコミュニケーションを取っております。

ただ、連絡を取る場合でも、時間がかかることも多々ございますので、今後につきましては、先ほど管理者答弁にもございましたタブレットを大いに活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（石居尚郎君） 7番青木議員。

○7番（青木 健君） ありがとうございます。

タブレットの活用ということは、大いに期待をしたいところなんですが、機械通訳機能もあるという先ほどの答弁でもございました。これは、一つのイメージなんですが、ソフトによっては間違った訳し方をするような場合があるというようなイメージもあるんですけれども、しっかりとこのタブレットのカメラ機能を生かして、間に人が入って顔が見える状態で通訳をするというのが今回のこの事業の大きなポイントなのではないのかなというふうに思っております。

そこで、もう1回お聞きしたいんですが、このタブレット、このサービスの導入に際してのコスト、また、ランニングコストについてはどのようになっているか。概要で結構ですので、よろしくお伺いいたします。

○議長（石居尚郎君） 田村医事課長。

○医事課長（田村博敏君） コストに関してでございますけれども、まだ、契約は済んでございませんが、初期導入費が10万円ほど、毎月の費用につきましては4万5,000円ほどと考えております。以上でございます。

○議長（石居尚郎君） 7番青木議員。

○7番（青木 健君） ありがとうございます。承知しました。

導入、約10万円で、ランニングコストが大体4万5,000円ということで、割とそんなに大きなお金が動かずにこのサービスが導入できるということが確認をできました。また、しっかりと外国人患者さんの適切な、また丁寧な対応に役立てられますよう期待を

しております。

それでは、2点目の訪日外国人旅行客等の医療費の未払いの対応についての再質問です。

外国人未払い医療費補填事業への申請を行っているとのことでした。この事業について、補填される額、また、補填の算定方法などについてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石居尚郎君） 田村医事課長。

○医事課長（田村博敏君） お答えさせていただきます。

外国人未払い医療費補填事業に関しまして、補填額につきましては、それほど多くはございませんが、平成27年度が1件で1万3,040円、平成28年度が3件で2万5,910円、平成29年度が1件で7,160円でございます。

また、対象となる医療の範囲につきましては、外国人の不慮の傷病に対する緊急的な医療で、慢性疾患は、特に緊急性を要した場合に限るとしております。

対象となる期間につきましては、入院が14日以内、外来は3日以内で、医療費の補填額につきましては、同一医療機関の同一患者につき200万円を限度としているということでございます。以上でございます。

○議長（石居尚郎君） 7番青木議員。

○7番（青木 健君） ありがとうございます。

先ほどの管理者答弁でもありましたが、外国人未払い医療費補填事業は、訪日外国人旅行客は対象にはならないとお話でしたので、この点についても、対策を講じる必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、今後、またご検討いただけたらというふうに思います。

また、外国人患者の対応につきましては、外国人患者の受入病院の認証であったり、また、外国人患者受入医療コーディネーターの養成研修なども行われているようでございます。特に外国人患者受入医療コーディネーターの養成研修というところでは、外国人患者受け入れに関するさまざまな知識、また、現場における実践的なスキルであったりとか組織を作っていく上でのさまざまな分析のスキル等を、実行力を伴ったものを身に着けることができるというような内容になっているようでございますので、この周辺地域の外国人住民が増えているこの公立福生病院でございますので、このようなコーディネーターがいれば、より円滑で丁寧な受入対応ができるというふうに思っておりますので、今後、またこうしたことも含め、外国人患者の対応に資する人材育成にも取り組まれますよう要望させていただきまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（石居尚郎君） これをもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（石居尚郎君） 次に、日程第4、議案第1号、福生病院組合情報公開条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加

藤管理者。

○**管理者（加藤育男君）** それでは、議案第1号、福生病院組合情報公開条例につきまして説明申し上げます。

本案は、情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定めることにより、市民等の権利を明らかにし、透明な事業運営を行うために条例を制定する必要があるので提出するものでございます。

主な内容でございますが、公文書の開示義務、開示手続き、審査請求、情報公開・個人情報保護審議会などについて定めようとするものでございます。

細部につきましては、事務長から説明を申し上げますので、ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○**議長（石居尚郎君）** 川野事務長。

○**事務長（川野治男君）** 議案第1号、福生病院組合情報公開条例につきまして、ご説明申し上げます。議案1ページをお開きください。

本条例は、全26条で構成されております。

第1条は、本条例の目的を規定するものでございます。

公文書の開示を請求する市民等の権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、福生病院組合が処理する事務に関し、市民等に説明する責務を全うし、公正で透明な事業の推進に資することを目的といたそうとするものでございます。

2ページをお開きください。

第2条は、情報の公開についての用語の定義規定でございます。

第3条は、実施機関に対して公文書の開示請求を求める権利を尊重し、本条例を解釈、運用しなければならない責務について定めております。

第4条は、情報公開制度の利用者に対し、本条例の目的に即した適正な開示請求に努めるとともに、得た情報についても適正に使用しなければならない責務を定めております。

第5条は、情報公開制度を利用して公文書の開示請求をできるものを定めたもので、特に制限を設けてはおりません。

第6条は、公文書の開示の請求の手続きについて定めております。

3ページから4ページにかかりますが、第7条は、実施機関に対しまして公文書の開示義務を定めたものでございます。

ただし、第1号から第7号につきましては、非開示情報とするものでございます。

第1号は、法令などの規制によるもの、以下、公にした場合ではございますが、第2号は、個人のプライバシーを守るために特定の個人が識別され、またはその可能性があるもの、第3号は、法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの、第4号は、組合等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの、第5号は、組合等の審議や検討に関する意思形成の過程に著しい支障を生じるもの、第6号は、公共の安全や秩序の維持に支障が生じる恐れのあるもの、第7号は、国などの協力により作成取得した情報について、協力、信頼関係が著しく損なわれると認められるものと定めております。

第8条は、開示請求があった公文書に第7条に定める非開示情報とそれ以外の開示できる情報とが記録されている場合に、非開示情報を除いて開示しようとする旨を定めております。

5ページをご覧ください。

第9条は、非開示情報について、公益上の理由による裁量的開示を定めております。

第10条は、公文書が存否で非開示情報を開示することとなるときは、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めております。

第11条は、開示請求に対する決定等について、第12条は、開示決定等の期限について、第13条は、公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、その理由を示さなければならないことを定めております。

6ページをお開きください。

第14条は、公文書に記載されている第三者に関する情報の保護に関する手続きについて、第15条は、公文書の開示の方法について、第16条は、公文書の開示手数料について定めております。

7ページをご覧ください。

第17条は、他の制度との調整について、第18条は、不作為にかかわる審査請求の適用除外について、第19条は、審査会への諮問手続き等について、第20条は、諮問した旨の通知について定めております。

8ページをお開きください。

第21条は、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続きについて、第22条は、情報公開・個人情報保護審議会の設置、役割、審議会の構成などについて、第23条は、文書管理について、第24条は、運用状況の公表について定めております。

第25条は、委任規定でございまして、本条例の施行について必要な事項を規則で定めようとするものでございます。

第26条は、罰則規定で、第22条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを定めております。

9ページをご覧ください。

附則でございしますが、本条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長（石居尚郎君） ありがとうございます。以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、福生病院組合情報公開条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号、福生病院組合情報公開条例の件を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石居尚郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(石居尚郎君) 次に、日程第5、議案第2号、福生病院組合個人情報保護条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) 議案第2号、福生病院組合個人情報保護条例につきまして説明を申し上げます。

本案は、個人情報の適正な取り扱いについて基本的事項を定め、個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、基本的人権を擁護し、信頼される医療の提供を図るために条例を制定する必要があるため提出するものでございます。

主な内容でございますが、個人情報の届出等、個人情報の適正管理、開示手続き、審査請求、罰則などについて定めようとするものでございます。

細部につきましては、医事課長から説明させますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石居尚郎君) 田村医事課長。

○医事課長(田村博敏君) 議案第2号、福生病院組合個人情報保護条例につきまして、説明申し上げます。議案10ページをご覧くださいと存じます。

本条例は、全43条で構成されております。

第1条は、本条例の目的規定でございます。個人情報の適正な取り扱いの基本的事項を定め、実施機関の保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることによりまして、基本的人権を擁護し、信頼される医療の提供を図ることを目的としております。

第2条は、本条例の用語の定義規定でございます。

次のページの第3条は、実施機関に対しては個人情報の保護について必要な措置を講じることを、また、職員に対しては秘密保持の責務について定めております。

第4条は、保有個人情報の開示を請求しようとするものは、個人情報保護の重要性を認識することなどの利用者の責務を定めております。

第5条は、実施機関が保有個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止する場合の届け出事項、目録の作成等について定めております。

第6条は、実施機関は、保有個人情報の保管等をするときは、その目的達成の範囲内で、必要かつ最小限のものとしなければならない旨を、また、思想、信条や宗教等に関する保有個人情報については、法令等に定めがある場合やあらかじめ本人の同意を得ている場合などを除き、保管等をしてはならない旨を定めております。

第7条は、実施機関が実際に個人情報を収集する場合は、原則として本人から収集しなければならない旨を定めております。

第8条は、実施機関及び保有個人情報取扱事務の受託者に対して、保有個人情報の適正管理を義務づけるものでございます。

第9条は、いわゆる個人情報の目的外利用及び個人情報の外部提供については、法令等に定めのある場合やあらかじめ本人の同意を得ている場合などを除き、原則としてこれを禁止しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第10条は、保有特定個人情報の目的外利用は、人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合などを除き、することができない旨を定めております。

第11条は、実施機関は情報提供等記録を目的外利用してはならない旨を、第12条は、番号法に該当する場合を除き、保有個人情報を提供してはならない旨を定めております。

第13条は、法令等に定めがある場合と実施機関が審議会の意見を聞いて、公益上特に必要があると認めた場合以外は、実施機関の電子計算組織と実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合を禁止する旨を定めております。

第14条は、誰でも自分自身の個人情報に限って、その開示請求ができるとしております。また、法定代理人による本人にかわっての開示請求や実際の開示請求の方法について定めております。

次のページをお願いいたします。

第15条は、開示請求に対する14日以内の開示、非開示の決定、60日を限度とする決定期間の延長等について、第16条は、個人情報の開示方法について定めようとするもので、情報公開条例における開示の決定及び開示の方法と同様でございます。

第17条は、開示しないことができる保有個人情報について定めるものでございます。この非開示情報につきましては、自己の個人情報の原則開示の例外を定めることから、非開示とする正当な理由があること、さらに、その範囲は、必要最小限であることを基本に、第1号の法令等の定めによるものから、17ページでございますが、第8号の未成年者又は成年被後見人に関するものなどを非開示といたそうとするものでございます。

17ページでございますが、第18条は、一部開示でございますが、開示しないことができる情報の部分を除いて保有個人情報を開示するものでございます。

第19条は、非開示情報が含まれている場合であっても、特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる裁量的開示を定めております。

第20条は、開示請求に対して、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該開示請求を拒否することができる旨を定めております。

第21条は、第三者に対する意見書を提出する機会の付与等について定めております。18ページをお願いいたします。

第22条は、情報公開条例と同様、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する旨

を定めております。

第 23 条は、個人情報の開示を受けた者は、その事実に戻り等があるときは、訂正請求ができる旨を、第 24 条では、訂正請求に対する 30 日以内の訂正、非訂正の決定及び書面による請求者への通知について定めております。

第 25 条は、誰でも自分自身の個人情報について利用停止請求をすることができる旨を、また、法定代理人は、本人にかわって利用停止請求をすることができることなどを定めております。

19 ページ中段でございますが、第 26 条は、利用停止請求のあった日から 30 日以内の利用停止決定等及び請求者への通知などについて定めております。

第 27 条は、保有個人情報を訂正した場合の定義、個人情報の提供先への通知について、第 28 条は、個人情報の取り扱いに関する苦情処理について。

20 ページをお願いいたします。

第 29 条は、行政不服審査法における審理員による審理手続に関する規定の適用除外を定めております。

第 30 条は、情報公開条例にもございますが、実施機関の行った開示決定等又は開示請求等にかかる不作為についての審査請求があった場合の審査会への諮問の手続き等について定めております。

第 31 条は、実施機関は、情報公開・個人情報保護審議会に対し、個人情報保護制度に関する重要な事項について諮問し、又は意見を求めることができる旨を、第 32 条は、事業者は、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な管理に努めなければならない旨を、第 33 条は、事業者に対する啓発について定めております。

第 34 条は、管理者は、事業者の個人情報の取り扱いについて苦情があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならないなど、事業者の取り扱う個人情報についての苦情処理等について定めております。

第 35 条は、保有個人情報の検索資料の作成等について、第 36 条は、個人情報保護制度の運用状況の公表について定めております。

第 37 条は、他の法令等の規定により、保有個人情報の開示請求等の手続きが定められている場合については、本条例は適用しない旨を、また、保有個人情報に係る本人からの開示の請求については、情報公開条例は適用しない旨を定めております。

第 38 条は、委任規定でございます。

第 39 条から第 43 条までは、罰則規定でございます。職員及び受託者が正当な理由なく保有個人情報の提供又は盗用した場合等の罰則を定めております。

最後に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日からといたそうとするものでございます。

附則第 2 項と第 3 項につきましては、本条例の施行の際に必要な経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第 2 号についての説明とさせていただきます。

○議長（石居尚郎君） ありがとうございます。以上で提出者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はございませんか。3番村山議員。

○3番（村山正利君） 今回、条例が、第1号議案もそうなのですが、条例を制定するということにつきましては、大変評価するものでございます。そして、条文については特に問題はないんですが、確認したいことがございまして、この条例については4月1日から施行するということですので、現在、この第2号議案については、保護条例ということで、これについては福生市の条例を運用しているのか。ちょっと私が勉強不足だったら恐縮なんですけれども、組合で独自に条例じゃないようなものが規定であるのか。現況をちょっとお尋ねさせてください。

○議長（石居尚郎君） 田村医事課長。

○医事課長（田村博敏君） 今回上程させていただいております情報公開条例及び個人情報保護条例につきましては、既に制定されております構成市町の福生市、羽村市、瑞穂町等を参考にさせていただきまして策定をいたしましたということでございます。以上でございます。

○3番（村山正利君） 終わります。

○議長（石居尚郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、福生病院組合個人情報保護条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号、福生病院組合個人情報保護条例の件を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（石居尚郎君） 次に、日程第6、議案第3号、福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第3号、福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例につきまして説明申し上げます。

本案は、福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例の規定に基づく審査請求があった場合、実施機関の諮問に応じて審査を行い、かつ、行政不服審査法の規定により、その権限に属する事項を処理するため、条例を制定する必要があるので提出するものでございます。

主な内容でございますが、審査会の組織、審査手続きなどについて定めようとするものでございます。

細部につきましては、事務長から説明を申し上げますので、ご審議を賜りまして、ご決定をくださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石居尚郎君） 川野事務長。

○事務長（川野治男君） では、議案第3号、福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例につきまして、ご説明申し上げます。議案24ページをお開きください。

第1条は、設置規定でございます。当組合の情報公開及び個人情報保護の制度化に資するために、福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会を設置しようとするものでございます。

第2条につきましては、この条例で使用する用語の定義でございます。

第3条は、審査会の組織について、委員5人以内をもって構成し、その委員の任期について定めております。

25ページをご覧ください。

第4条は、審査会の会長及び副会長について、第5条は、審査会の会議について定めております。

第6条から第10条までは、情報公開条例・個人情報保護条例の規定による諮問を受けた場合の審査手続きについて、第6条は、実施機関に対する審査会の調査権限について、第7条は、審査会における意見の陳述について定めております。

26ページをお開きください。

第8条は、意見書等の提出について、第9条は、審査会での意見書等の写しの交付について、第10条は、答申書の取り扱いについて定めております。

第11条は、行政不服審査法の規定による諮問を受けた場合において、審査会の調査審議の手續きについて定めております。

第12条は、調査審議の手續きの非公開について、第13条は、審査会の委員の守秘義務について定めております。

27ページをご覧ください。

第14条は、審査会の庶務を処理する担当部署について、第15条は、委任条項でございまして、この条例に定めのない事項につきましては、管理者が別に定めることができる旨を規定いたそうとするものでございます。

附則でございますが、本条例は平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（石居尚郎君） ありがとうございます。以上で提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石居尚郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号、福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例の件を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石居尚郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(石居尚郎君) 次に、日程第7、議案第4号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) それでは、議案第4号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

本案は、議案第1号、福生病院組合情報公開条例及び議案第2号、福生病院組合個人情報保護条例の福生病院組合情報公開・個人情報保護審議会の委員、議案第3号の福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会の委員につきまして、本組合の非常勤特別職として条例の別表に加え、報酬及び費用弁償の額について定めようとするものでございます。

細部につきましては、事務長から説明を申し上げますので、ご審議を賜りまして、ご決定をくださいますようお願い申し上げます。

○議長(石居尚郎君) 川野事務長。

○事務長(川野治男君) 議案の28ページをお開きください。議案第4号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

議案資料の4ページにございます「福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表」をご覧くださいと存じます。

本条例の第2条を見ていただきます。別表第1でございますが、報酬について、日額で弁護士を3万5,000円、その他の委員を8,500円と定めるもので、情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会を加えるものでございます。

次に、5ページでございますが、第3条に規定いたします別表第2でございますが、費用弁償につきましても、現行と同様に定めるもので、情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会を加えるものでございます。

附則でございますが、本条例は平成31年4月1日から施行しようとするものでござい

ます。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（石居尚郎君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長（石居尚郎君） 次に、日程第8、議案第5号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第5号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

本案は、東京都人事委員会の勧告等を考慮した結果、福生病院組合職員の給与を改定する必要があるもので、提出するものでございます。

主な内容でございますが、行政職給料表の大卒、短大卒の初任給を1,000円引き上げることに伴い、他の職種の初任給につきましても、調整の上、平成31年度から引き上げるものでございます。

期末勤勉手当につきましては、年間支給額を0.1月分、平成30年度から引き上げようとするものでございます。

細部につきましては、事務長から説明申し上げますので、ご審議を賜りまして、ご決定をくださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石居尚郎君） 川野事務長。

○事務長（川野治男君） 議案の30ページをお開きください。議案第5号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の6ページにございます「福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例「新旧対照表」をご覧いただきたいと存じます。

7ページの第34条の第2項でございますが、結核疾患の療養期間の短縮によりまして特例を廃止するものでございます。

なお、6ページの第28条の第2項、7ページの第34条第1項から第5項までは、廃止にかかる条文の整備でございます。

戻りまして、6ページの第29条第2項でございますが、職員に給付する期末勤勉手当を年4.5月から4.6月に0.1月引き上げるため、6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ100分の95から100分の100に改めるものでございます。

同条第3項につきましては、再任用職員に支給する期末勤勉手当を、年2.35月から2.4月に引き上げるため、6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ100分の45から100分の47.5に改めるものでございます。

8ページをお開きください。制定附則に新たに第6項を加え、平成30年度の期末勤勉手当の引き上げ分0.1月につきまして、平成31年3月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するもので、再任用職員以外の職員については、100分の25から100分の35とし、再任用職員については、100分の15から100分の20とするものでございます。

別表第1のア行政職給料表(1)でございますが、本組合の給料月額を東京都の給料月額に合わせる改定をしようとするものでございます。

今回の改定は、初任給につきまして、人材確保の観点から、大卒、短大卒、高卒の初任給につきまして、それぞれ1,000円の引き上げを行うものでございます。

13ページの備考欄をご覧ください。大卒の初任給を1,000円引き上げ、18万3,700円、短大卒も1,000円引き上げ15万7,100円とするものでございます。

なお、そのほかの給料表における初任給につきましても、行政職給料表1の改定内容に準じまして引き上げ改定を行うものでございます。

28ページをお開きください。

勤勉手当における結核疾患の特例措置につきまして、廃止するものでございます。

附則でございますが、この条例につきましては、公布の日から施行しようとするものです。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定につきましては、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長(石居尚郎君) 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石居尚郎君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石居尚郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の件を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石居尚郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

なお、再開は午後2時からといたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○議長(石居尚郎君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第9、議案第6号、平成31年度福生病院組合病院事業会計予算及び日程第10、議案第7号、平成31年度福生病院組合組織市町の負担金についての2件については、関連がございますので一括での議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石居尚郎君) ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第6号、平成31年度福生病院組合病院事業会計予算及び日程第10、議案第7号、平成31年度福生病院組合組織市町の負担金についての2件を一括での議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) ただいま一括議題となりました議案第6号、平成31年度福生病院組合病院事業会計予算並びに議案第7号、平成31年度福生病院組合組織市町の負担金につきまして説明を申し上げます。

最初に、議案第6号、平成31年度福生病院組合病院事業会計予算でございますが、収益的収支につきましては、寄附講座の実施に伴い91億5,964万5,000円と、平成31年度当初予算と比較いたしまして3億4,744万6,000円増加し、過去最大の規模となっております。

続きまして、議案第7号、平成31年度福生病院組合組織市町の負担金についてでございますが、平成30年度よりも280万1,000円の減額となり、福生病院組合組織市町負担金の総額は11億158万8,000円といたしました。

細部につきましては、事務長及び経理課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(石居尚郎君) 川野事務長。

○事務長(川野治男君) では、私のほうから、経理課長の予算説明の前に、議案第6号に関連するものとしまして、新規事業の寄附講座につきましてご説明をいたします。

議案資料の29ページをごらんください。

1及び2の要旨と目的でございますが、福生病院組合が日本医科大学に寄附をするこ

とによりまして、大学と連携をして地域医療の研究をさせていただくものでございます。その研究に取り組むことによりまして、医師の確保と診療科の充実を図るものでございます。

なお、研究は公立福生病院内で行われますので、医師が派遣されることとなります。

3の導入効果といたしましては、内科等の診療体制の充実、収益は年間2億円を見込んでおります。

4の内容・計画につきましては、期間は平成31年4月から5年間となります。

寄附講座の名称は、仮称ではございますが、「福生・羽村・瑞穂地域医療支援システム講座」といたしております。

なお、派遣される医師は内科2名と伺っております。

5のスケジュールでございますが、大学側の意思決定につきましては、2月13日の教授会で決定したと伺っております。本組合については、新年度予算として組ませていただきましたので、本日、ご審議をお願いしたいと思います。お互いの意思決定を踏まえまして、3月25日に日本医科大学での調印式を予定しております。

6の想定費用につきましては、寄附金として年間4,000万円となっております。

大変雑駁ではございますが、以上で寄附講座の説明とさせていただきます。

○議長（石居尚郎君） 大澤経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） 続きまして、議案第6号、平成31年度福生病院組合病院事業会計予算につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の平成31年度福生病院組合病院事業会計予算書の1ページをご覧ください。

平成31年度予算案は、平成31年度予算編成方針等に基づき作成をいたしました。予算の要点のみをご説明させていただきます。

まず、第1条、こちらは総則でございます。

第2条、業務の予定量でございますが、病床数は316床でございます。年間延入院患者数は9万6,624人、平成30年度比7,564人、率にして8.49%の増を見込んでおります。年間延外来患者数は18万1,984人、平成30年度比5,652人、率にして3.01%の減を見込んでおります。1日平均入院患者数は、264人、平成30年度比20人、率にして8.20%の増を見込んでおります。1日平均外来患者数は752人、平成30年度比17人、率にして2.21%の減を見込んでおります。

主要な建設改良事業は、医療機器の購入等にかかるもので3億6,030万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、まず、収入でございます。

第1款病院事業収益は91億5,964万5,000円、平成30年度比3億4,744万6,000円、率にして3.94%の増を見込んでおります。

この内訳といたしまして、第1項医業収益は、76億2,198万8,000円、平成30年度比3億5,268万5,000円の増を見込んでおります。医業収益の内訳といたしましては、本予算書の25ページに記載しております。恐れ入りますが、25ページをご覧ください。

と思います。

入院収益は49億4,288万8,000円、平成30年度比で4億7,978万5,000円の増を見込んでおります。一般病床は8万2,716人の年間延入院患者数を見込んでおります。また、包括ケア病棟の年間延患者数は1万3,908人を見込んでおります。それぞれ7,526人、38人の増を見込んでおります。平成31年度の入院収益の増加は、先ほど事務長が説明させていただきましたとおり、寄附講座などに伴い、特に内科医師が増員することで救急患者の受け入れや手術予定の患者などが増加すると見込んでおります。その結果、病床稼働率も上昇するため、平成30年度予算と比較しまして10.75%の増加を見込むものでございます。

なお、これに伴い給与費や材料費などの医業費用も増加をしております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第2項医業外収益は、15億3,597万円、平成30年度比684万3,000円の減を見込んでおります。

第3項特別利益は168万7,000円、平成30年度比160万4,000円の増を見込んでおります。

続きまして、支出でございますが、第1款病院事業費用は、91億5,964万5,000円、平成30年度比3億4,744万6,000円、率にして3.94%の増を見込んでおります。

この内訳といたしまして、第1項組合管理費は257万7,000円、平成30年度比38万4,000円の増を見込んでおります。

第2項医業費用は、88億3,631万6,000円、平成30年度比3億2,642万5,000円の増を見込んでおります。

医業費用の増加の要因といたしましては、寄附講座等による医師の増員に伴い給与費の増加また手術等の増加が見込まれ、材料費及び経費の増加に加え消費税率の引き上げによる影響も見込んでおります。

第3項医業外費用は、3億913万9,000円、平成30年度比2,064万7,000円の増を見込んでおります。

第4項特別損失は、161万3,000円、平成30年度比1万円の減を見込んでおります。

第5項予備費は、平成30年度と同額の1,000万円でございます。

次のページに移りまして、第4条資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入は7億3,430万6,000円、平成30年度比2,310万円、率にして3.25%の増を見込んでおります。

この内訳といたしまして、第1項企業債は3億6,030万円、平成30年度比1,290万円の増を見込んでおります。

第2項他会計補助金は1億5,737万円、平成30年度比315万5,000円の増を見込んでおります。

第3項国庫補助金は、273万8,000円でございます。マンモグラフィー検診精度向上事業に該当する見込みとなり、平成31年度から新たに計上するものでございます。

第4項都補助金は、4,807万8,000円、平成30年度比98万7,000円の増を見込んでお

ります。

第5項他会計負担金は、1億6,569万2,000円、平成30年度比326万2,000円の増を見込んでおります。

第6項固定資産売却収入は、平成30年度と同額の1,000円でございます。

第7項その他投資返還金は12万7,000円、平成30年度比5万8,000円の増を見込んでおります。

続きまして、支出でございます。

第1款資本的支出は、10億9,908万円、平成30年度比1億581万7,000円、率にして10.65%の増を見込んでおります。

この内訳といたしまして、第1項建設改良費は3億6,030万円、平成30年度比1,288万円の増を見込んでおります。

第2項企業債償還金は7億3,746万6,000円、平成30年度比9,304万9,000円の増を見込んでおります。

第3項その他投資は、131万4,000円、平成30年度比11万2,000円の減を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足いたします額3億6,477万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

第5条企業債でございますが、限度額は3億6,030万円とし、利率は年4%以内とするものでございます。

第6条一時借入金でございますが、限度額は10億円とするものでございます。

次のページに移りまして、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、各項の流用をすることができる場合は、組合管理費、医業費用及び医業外費用とするものでございます。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、給与費及び交際費でございます。

第9条他会計からの補助金は、収益的支出に対する補填のため、組織市町からのこの会計へ補助を受ける金額を定めるもので、1億973万5,000円とするものでございます。

第10条たな卸資産購入限度額は12億円とするものでございます。

第11条重要な資産の取得は、医療機器の6種類で、こちらに記載してありますX線骨密度測定装置、乳腺X線撮影装置、磁気共鳴画像診断装置、いわゆるMRIになります。それから、放射線治療装置システム、生化学自動分析装置、全自動注射払出装置、それから、これら以外に6種類で、合計12種類の医療機器等を購入する予定でございます。

ここまでが議会の議決をいただくものとなりまして、以降は付属資料となりますので、説明は省略させていただきます。

ここまでが平成31年度福生病院組合病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号平成31年度福生病院組合組織市町の負担金につきましてご説明いたします。

お手数ですが、お手元の議案及び議案資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、議案の 49 ページをご覧ください。議案書の最後の用紙になります。

組織市町負担金につきましては、福生病院組合規約第 13 条第 1 項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、負担金は、福生病院組合に対する組織市町の負担金の算出基準に基づき算出しております。

次のページをご覧ください。負担金の総額は 11 億 158 万 8,000 円でございます。

各組織市町の内訳といたしまして、福生市は、負担金が 3 億 8,734 万 6,000 円、補助金が 1 億 2,748 万 7,000 円、合計 5 億 1,483 万 3,000 円でございます。羽村市は、負担金が 2 億 6,715 万 2,000 円、補助金が 8,332 万 2,000 円、合計 3 億 5,047 万 4,000 円でございます。瑞穂町は、負担金は 1 億 7,998 万 5,000 円、補助金が 5,629 万 6,000 円、合計 2 億 3,628 万 1,000 円でございます。

続きまして、議案資料の 30 ページをご覧ください。対平成 30 年度比較でございますが、全体で 280 万 1,000 円の減となっております。

減額の要因といたしましては、共済組合への追加費用負担率の減少及び償還利息の減少によるものでございます。

続きまして、各組織市町の対平成 30 年度比較でございますが、福生市は、負担金が 749 万 2,000 円の減、補助金が 189 万 1,000 円の減、合計 938 万 3,000 円の減でございます。羽村市は、負担金が 678 万 2,000 円の増、補助金が 26 万 4,000 円の減、合計で 651 万 8,000 円の増でございます。瑞穂町は、負担金が 59 万 5,000 円の増、補助金が 53 万 1,000 円の減、合計で 6 万 4,000 円の増でございます。

なお、負担金の組織市町の増減の理由につきましては、直近 3 カ年の患者割合が主な要因となっております。

以上、簡単ではございますが、平成 31 年度福生病院組合組織市町の負担金についての説明とさせていただきます。

○議長（石居尚郎君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6 番高田議員。

○6 番（高田和登君） それでは、議案第 6 号予算に関して、議案第 6 号資料 29 ページなんですけれども、そこの日本医科大学寄附講座の設置について、ただいま管理者や事務長からはかなり説明がありましたけれども、4 点ほど質問させていただきます。

まず、第 1 点目は、日本医科大学を選択した理由について詳しく教えていただきたいと思えます。なぜ、他の医科大学ではなく日本医科大学だったのかということをお教えいただきたいと思えます。

2 番目が、導入効果として「医業収益年 2 億円以上（その他シナジー効果あり）」となっておりますが、その計算方法について教えていただきたいと存じます。

3 番目が、成果の報告は年に 1 回程度は実施すべきと考えますが、どのような形で成果報告をされるのか、教えていただきたいと存じます。

4 番目が、スケジュールによると、既に寄附講座の申し込みが行われ、2 月 13 日には日本医科大学教授会で決定されているようです。このような案件は、何らかの形で寄附

講座の申し込みをする前に福生病院組合議会の議員に情報を提供すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、4点についてご答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（石居尚郎君） 松山院長。

○院長（松山 健君） ご質問、ありがとうございます。

せっかくのご質問ですので、少し長くなりますけれども、ご指示もございますので、詳しくお伝えしたいと思います。

まず、日本医科大学を選択した理由というのは、まず、勝算のありそうなところからあたるという方針でやってまいりました。

一番最初に私があたったのは、慶応大学でございます。ご存じのように、この病院は慶応からの派遣が多くございますので、その当時、私、院長になったばかりで、慶応病院の院長も内科の主任部長で、今、唯一医学部からの理事の竹内先生という方が慶応病院の院長だったものですから、渡りに船で交渉を一番最初は慶応としました。一生懸命同級生のよしみでやってくださったんですけれども、なかなか、「お金はいただきたいんだけれども、弾がない」というそういうことで正式にお断りをされました。

次に持って行ったのが北里大学でございます。なぜ北里かといいますと、北里の理事長は小林先生と言いまして、私のクラブの先輩だったので、これは言いやすいなことと、それから、北里の同窓会長が島田先生と言いまして、島田先生は20年以上前、ここの内科で一生懸命医長をやってくださった島田肇先生です。島田先生が同窓会長で、これはうまくいくと思って北里大学に参りました。お話をお聞きくださったのは、宮下学部長で、基礎の先生ですので、非常に真摯な態度で、後でメールのやり取りを何回もしましたけれども、本当にまじめな方ですが、同じように、「研究費は本当にいただきたいのだけれども、出せる弾がありません」というそういうようなことで、北里大学も結果的にはつぶれました。

3番目にお話を持って行ったのが東京医大です。東京医大は、今、卒業生及び医局からこちらに来ている人間が4、5人おりますので、それから、もう一つ、臼井先生、理事長が、以前、うちにいきなりご挨拶にと言われて、こちらにいらっしゃったことがあるので、私、面識がありました。それから、東京医大の方々に聞くと、「臼井先生がうんと言えば、もうほかは大丈夫なほど」と、そういうお話がありましたので、臼井先生のところへ行きました。40分、1対1でお話をしたんですけれども、さっき管理者も言われた「医師の働き方改革」というようなものが、ちょうどタイミングがありまして、「本院に引き上げているときに、新たに出すというようなことはできません、ごめんなさい」というそういうお話でした。ただ、「いろいろ状況が変わってきたら、お話には乗れる可能性があるから」ということになっておりましたけれども、この話もつぶれました。

ただ、私、東京医大へ行って一番収穫は、この寄附講座の、年に4,000万円で内科医2人というのは、これが適切な額なのかどうなのかというのは、正直、私ども、よくわかりませんでした。これを、臼井先生に「正直言うと、どのぐらい、この額というのは

どんなものでしょう」というそういうお話をしたら、「この額は、この立地条件で云々というようなことを考えると、非常に適切な額である」というふうに言われましたので、今は一生懸命ネットで探りますと、どのくらいの額で寄附講座が行われているかというのは、部分的にはわかりますけれども、そのときは一生懸命調べても額がわかりませんでしたので、それは参考になりました。

東京医大がつぶれまして、4番目に日本医大です。日本医大は、ユニバーシティじゃなくてカレッジですので、余り世間では名前が通っていないかもしれませんが、私どもが高校生のときから、私立御三家と言えば、慶応と慈恵と日本医大という私学の名門でございます。間に立ってくださったのが、牛浜で開業している島井先生です。昔、これももう20年以上前ですけども、日本医大の循環器から3人、4人、うちの内科に派遣されていたことがございますので、そういうお話ができる方を紹介してくれませんかということで島井先生にまず言いましたら、簡単に紹介できるのは千葉の北総病院という本院の分院ですけども、その院長だったら簡単にご紹介できるというようなことがあったんですけども、その分院の院長は、「私は何の力もないので、学長を紹介してやる」と言われて、いきなり学長のところへ参りました。それが去年の夏です。

2カ月、2カ月半、何も音沙汰なかったもので、「やっぱり日本医大もだめか」と、私が5番目に考えていたのが東京女子医大なんですけれども、そろそろ「だめですか」というメールをしなければいけないと思っていたら、電話がかかってまいりまして、「もう1回話を聞きたい、ひょっとしたら乗れるかもしれない」とそういうお話でしたので、2回目は、私と事務長と庶務課長との3人で行ってご説明をいたしました。

そういう経緯がございまして、いきなり一番最初から日本医大にターゲットを絞ったわけではございません。

2番目の、どういう効果で、医業収益年2億円というのはどういう積算根拠かというご質問ですけども、これは経験法則なんですけれども、もう20年以上前から、健全な医療経営がなされているところは、「常勤医が1人1億円は稼げる」というそういう経験法則がございまして。うちも今の予算の説明にもあったとおり、そういうことかということで納得していただけるのではないかと思いますけれども、これは私ども小児科とか皮膚科のように、不採算部門の医者も含めての年1億円ということですので、内科医2人ですから、通常平均よりも高いと考えるほうが自然だと思いますので、年2億円以上というのは、そういう意味でございまして。

シナジー効果というのは、いろいろシナジーあると思うんですけども、私は、日本医大といろんなところへお話を持って行く、こちらの希望として、数が足りないと同時に、もっと内科のレベルを上げていただきたいというお話をしております。やはり数が少ないと、例えば、ほかの科からいろいろコンサルがあったときも、どうしてもそれが薄くなってしまいますので、ある程度数がいて面倒を見てくれるような状態にならないと、なかなかレベルが上がりにませんので、そういう意味でのシナジー効果と書かせていただいております。

3番の成果の報告ですけども、これ、成果は二つあると思いますけれども、学問的

な成果は、もう先様が、恐らく年に1遍、大学の本部に研究の成果を報告する義務があるかと思しますので、それを途中でこちらのほうが、こういうものを出していいのかねというそういうようなご相談にはなると考えております。

医療経営的には、毎年毎年決算が出ますので、本当にこちらの思惑通り行ったのか、そうでもないのかというようなことは、1年に1遍は、少なくともわかりますし、私ども、毎月毎月、稼働率とかそういういろんな統計が出てまいりますので、正確に言えば、月ごとにシャープな数値は出てまいります。

それから、4番目の寄附講座の申し込みをする前に云々という、これは確かに議員のおっしゃるご意見はよくわかりました。

二つ理由がございまして、一つは、「2月13日まではオープンにしてくれるな」という先様の強いご希望がございました。恐らく、これを知る人間が多くなると、漏れたときにいろいろ障害が出たり、ちゃちゃが入ったり、妨害が入ったりというようなことが、恐らく、先様に経験があるんじゃないかと思って、これはくどくど言われておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、私ども、3年前に地域包括ケア病棟を立ち上げるときにも、これ、私、箒口令を敷きまして、これはもう周囲から反対されるに決まっていると思っていましたので、余り早くからうちが動いているぞ、どこどこに見学に行ったぞという、いろいろ障害が入ることを私は大前提にして考えておりましたので、もうぎりぎりまでそういうことはうちの職員にも、ごく一部の職員しか知らないようなことにして動いておりました。

もともとこの寄附講座を始めてみようかというのは、3年半ぐらい前に、管理者に私が、こういうお話があるんですけども、研究してみたいですかというそういうお話をしたときに、「結構です」というお話はあったんですけども、そのときに、言うほうも言われるほうも、「そんなことはできっこないよな」というふうに、少なくとも私は10%ぐらいの勝率だろうというふうに考えておりました。

12月にやっとその方向性が出てきまして、正直申しますと、12月12日に初めて副管理者お二人に、「実は、勝算がありそうです」というそういうご報告を私のほうからしたばかりでございます。

先日、厚労省のほうから、数年先には内科医が1万6,000人足りなくなると、外科医が6,000人足りなくなると、小児科医と産婦人科医は600人、700人ずつ足りなくなるぞっていうそういう数字が出てまいりました。それで、うちがこれで寄附講座というブレイクスルーをしますと、恐らく、地域包括ケアと同じように、「福生病院ができたんだから、うちでもできるだろう」ということを考える病院が出てきます。僕、悪いことではないと思うんですけども、これは、議論が回りますと、そういう「お金で困っている大学を札束で引っぱたいて人を出させるのかよ」というそういう議論が必ず出てまいりますので、これは、1番じゃなきゃだめですかという、1番じゃないと、なかなか抵抗が多くて、2番、3番は、非常にこれから議論の中で進めなければいけないので、難しかりょうなというふうに思っておりますので、この件に関しては、地域包括ケア同様、1

番と2番とは違うものだというふうに考えております。

このような説明でよろしゅうございましょうか。

○議長（石居尚郎君） 6番高田議員。

○6番（高田和登君） 大変詳しい説明ありがとうございました。結構です。

○議長（石居尚郎君） ほかに質疑ありませんか。3番村山議員。

○3番（村山正利君） それでは、予算資料の3ページ、1点だけ質疑をさせていただきます。

重要な資産の取得というところで、第11条、経理課長のほうから予算説明をいただいて、おおむねわかったんですが、この6つの機器について、現時点の予算金額をお示しいただきたいと思います。

○議長（石居尚郎君） 大澤経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） 重要な資産の取得の予定予算についてお答えいたします。

まず、1個目のX線骨密度測定装置、こちらは、予定、概算ということでお聞きいただければと思いますが、2,000万円、乳腺X線撮影装置こちらが3,000万円、磁気共鳴画像診断装置は1億3,000万円、放射線治療装置システムは7,800万円、生化学自動分析装置は6,000万円、全自動注射払出装置は2,000万円でございます。

それと、これら以外の6種類で大体2,200万円の医療機器等ということで購入の予定を組んでおります。以上でございます。

○議長（石居尚郎君） 3番村山議員。

○3番（村山正利君） それでは、2回目でございますけれども、多分これは、それぞれ6医療機器については、更新なのか新規なのか、その点の区分けはどのようなふうになっているのでしょうか。

○議長（石居尚郎君） 大澤経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

医療機器のほうにつきましては、更新ということになっております。以上でございます。

○議長（石居尚郎君） 3番村山議員。

○3番（村山正利君） 更新ということでございますので、耐用年数とか、医療機器に対して耐用年数という言葉がいいのかどうか分かりませんが、大体どの程度で取得をしなければいけないのか、どのようなお考えがあるのか、ちょっとお聞かせをいただければと思います。

○議長（石居尚郎君） 大澤経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

耐用年数としましては、大体のものが5年から6年ということで想定しておりますが、その期間が来たからといって、すぐ更新ということではございません。状況を見ながら、現場と調整しながら計画をしております。以上でございます。

○議長（石居尚郎君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 質疑なしと認めます。

これより、日程第9、議案第6号、平成31年度福生病院組合病院事業会計予算及び日程第10、議案第7号、平成31年度福生病院組合組織市町の負担金についての討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、まず、議案第6号、平成31年度福生病院組合病院事業会計予算の件を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

○議長（石居尚郎君） 次に、議案第7号、平成31年度福生病院組合組織市町の負担金についての件を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（石居尚郎君） 次に、日程第11、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び福生病院組合議会会議規則第92条の規定により、閉会中において議員の派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石居尚郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、平成31年第1回福生病院組合議会定例会を閉会いたします。大変にお疲れさまでございました。

午後2時38分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 31 年 4 月 12 日

福生病院組合議会議長 石居 尚郎

福生病院組合議会議員 古宮 郁夫

福生病院組合議会議員 村上 嘉男